



かわ ぐち まどや
川 口 円

けん と く ら ぶ
県都クラブ

小中学生のスマートフォン等の使用について

問 スマートフォン等の使用については、「この時間以降はスマートフォン等を利用しない」など、子どもたちには、わずかな口実が必要である。そういう意味でも、子ども、保護者、学校と地域一体でルール作りをすることが非常に重要であると考え。一定のルールを設けるなども含め、津市の今後の取り組みは。

答 スマートフォン等の使用のルール作りは、一方的に規制するだけでなく、使う子どもたちが自分たちの問題として考え、さらにその結果をアピールしていくことが、子どもたちがインターネット社会と向き合う力を付ける上でも大切である。そこで、津市立の各中学校から代表を集め、リーダー研修会を開催し、スマートフォン等の安全利用について、PTAの大人の意見も示しながら、子どもたちがどのようにスマートフォン等を利用していくかの一定の方向性を、中学生が主体的に検討する。また、4回実施する同研修会の間、各学校でもスマートフォン等の利用について検討し、冬休みには、子どもたちが考えた「ケータイ安全利用宣言」として発表する取り組みを行う。

●その他の質疑・質問●

- 公共施設へのAEDの設置状況について
 - AEDの貸し出しの実施を
- 子どもの貧困対策としての学習支援について
- 防災情報戸別受信装置の配布について
- 企業誘致について
- 沿岸部の空き地対策について
- いつくしみの杜の運営について



▲実施が望まれる津市でのAEDの貸し出し



はっ た まさ とし
八 太 正 年

む かい は
無 会 派

工事の発破作業による被害への適切な補償を

問 美杉地域のトンネル工事において、発破作業により、現場付近の民家にひびが入り、雨漏りがし、お風呂にも入れないという被害が発生している。

また、当該民家の住民の方の血圧が上がるなど、心身への被害も発生している。

この問題に対する補償について、被害者の方とは、どこまで話が進んでいるのか。

答 下之川のトンネル工事における発破作業により、家屋等への被害が生じたとの申し出があったことから、調査を実施したが、現在、発破作業が継続中であるため、経過観察中である。

発破作業により生じた建物等の損傷については、責任を持って補償させていただく。

心身への被害については、血圧が上がったという話も直接伺っていることから、できるだけ振動・騒音を軽減する対策を講じており、今後も細心の注意を払って施工管理をしていく。

また、津市工事請負契約約款第28条において、第三者に与えた損害は基本は受注者が、避けることができない被害は発注者が負担するという区分があることから、今後、受注者と協議して適切に対応していく。

●その他の質疑・質問●

- 安全・安心のまちづくりについて
 - 近鉄久居駅周辺の鉄道高架化について
 - 久居駅周辺地区都市再生整備事業の進め方について
 - 白塚および河芸漁港付近の堤防の整備について
- 矢頭トンネルからのズリ（建設資材）の横流しについて



▲鉄道高架化によって危険踏切の解消を（愛知県提供）